



法社会学の主題としての「死と生」 : 「死の法社会学」に向けて

樫村, 志郎

(Citation)

法社会学, 62:31-40

(Issue Date)

2005

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(Rights)

本文データは学会の許諾に基づきJ-stageから複製したものである。

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006587>



法社会学の主題としての「死と生」

——「死の法社会学」に向けて——

樫 村 志 郎

キーワード：死、法、自己制御、共同性、規範

I はじめに

「死と生」は、社会に生きる人々がしばしば直面するテーマだが、法、社会、法社会学のテーマとしては、体系的に論じられてはいない（社会学からの試みとして、副田 編 2001）。本報告は、構築主義と相互行為主義にもとづく視角（グレイザー&ストロース 1988）をもちいて、「死と生」という現象が法の社会学的理解にとってもちつつある主題としての意義をあきらかにしようとするものである。

時間と能力の限定から、本報告は、死に関する法社会学的理論そのものを述べるわけにはいかない。また、死の定義をめぐる問題、生命倫理学上の諸問題、死にかかわる実定法上の問題も論じることができない。報告者自身は、学問的テーマとして死を研究してきたこともないし、生活の中で、とくに多くの死を観察してきたわけでもない。ただ、死という現象を手がかりにすることで、死に関する法社会学理論の可能性を示唆すること、ないしそのあり方を再確認することを目指したい。

本報告では、法と法社会学をつぎのようにとらえる。

法とは、社会的相互行為を規範により規律ないし制御しようとする企てである。社会的相互行為は、自生的に形成される価値や規範により相互行為の内側から規律されていることがある。その規範、または、より正確に言うと、その規律作用は、慣習的規範とか単に社会規範とか呼ばれる。社会的相互行為は、一定の限定された側面について、意識的に形成されるとともに、それへの一般の服従が正当に要求される規範によって、相互行為の外側から、規律されていることがあり、それは、法と呼ばれる。要するに、社会的相互行為は、法と社会的規範によって規律されている。なお、社会的相互行為は、行為者の動機、利害、社会規範以外の構造的条件、社会状況の条件等、規律以外の要因が加わることで、最終的にはそのあり方が決定される（樫村 2004）。

法社会学とは、そのような規律の企ての社会的特質を解明しようとする学問である。本報告ではつぎのように考える。

法による規律の企ての第一の特質は、いわゆる合理性である。法を用いる規律行為

は、つねにはないが、多くの場合、社会的相互行為のあり方に、意識的、計画的な仕方、影響を及ぼそうとする意図をもっている。もっとも、法的規律行為のみが合理性を指向するのではなく、自生的規範を用いる規律行為も多くの場合、それなりの合理性（内的ないしローカルな合理性）を指向している。死をめぐる法の企ては、自生的規範による規律の企てと並んで、死を意識的、計画的に制御しようとする企てである。

その第2の特徴は、法と社会的規範が、同時に社会的相互行為に規律作用をおよぼし、上記の規範外的条件とともに、相互行為のあり方を決定していることである。そこで、死をめぐる現象の取り扱いについては、死という社会的相互行為（その意味については後述する）が、法、社会規範、規範外的条件によって、いかに決定されているかを問うことになる。

法という規律の企てのあり方の第3の特質は、それが再帰的、ないし相互反映的な企てであることである。これは、法とそれによって規律される社会的相互行為が、社会という同一の場の中でおきるということである。自生的規範については、当然、再帰性をもつということになる。しかし、法も、たとえば、その社会の支配的な価値等、その社会的相互行為のあり方を決める法外的なパラメータに規定されている。規律作用とは、これらの規範が、自身を規定するそのパラメータを一定限度において変更する作用のことである。

法の特質の第3点として、再帰性をあげたが、再帰的作用の重要な担い手は、言語であり、その作用の重要なあり方はコミュニケーションである。本報告では、死をめぐるコミュニケーションを重要な手がかりとして、死のあり方を、ごく一般的に、考えていきたい。

II 隠される死

自己の死を経験するものがないだけでなく、死一般を経験する者もない。また、死は重要な出来事であり、人の死に関する評価は、その生の価値を全面的に左右するものである。だから、死について論じることは、一般に困難である。

死について述べることの困難さは、実際の社会的相互行為においても同様である。たとえば、サドナウはエスノメソドロジーの方法を用いて、1960年代のアメリカの官僚制的な公立病院と個人的サービスを強調する私立病院を比較しつつ、つぎのように論じている。

#1

“内科病棟や外科病棟では、担当職員が誰も居合わせていなくともしょっちゅう死が発生するほど死亡頻度が高いので、…臨死患者を事前に個室に移動させて他の患者による死の発見を最小限度にする処置がとられていない限りは、患者たちが同僚の死を目撃する可能性は大きくなる。”（サドナウ 1992(原著 1967) : 84頁）

#2

“患者の状態や患者の死亡に関する会話は普通各種の控え室でなされ、声の調子を注意深く落として、立ち聞きされないようしっかりとドアをしめる。”（同 : 86）

このように公立病院では、死は率直にコミュニケーションされていたが、私立病院では死は隠されてコミュニケーションされていた。死に行く者やその家族にとって、前者は決して望ましい語られ方ではなく、後者が望ましい語られ方だと考えられていることはあきらかである。

また、サドナウの報告が示していることは、公立病院における死のコミュニケーションは、公式組織を構成する仕事の秩序のなかで、起きることである。そこでは、死のコミュニケーションは、つぎの特質をもつ。

#3

“死とはなんとおそろしいものなのでしょう」とか「人間はどれくらいの期間のあいだ生死の境をさまようのか」といったなかば哲学めいた考察が病院の日常生活において死をめぐる会話や関心を自然に引き出すことはまずなく、これらはむしろ部外者の干渉によって初めて発せられる問題なのであり、病院の中でこうした問いを発することには困難が伴う。病院組織の中で妥当とされ、共通の話題とされる死の側面とは、あくまでも病棟の社会構造に関連づけられるものでなければならない。”（同 : 74-75頁。下線強調は引用者）

また、一般的に、死や死の予告は、「悪い知らせ」と見なされる（メイナード 2004）。

社会的相互行為において「当然のこと」と見なされるものに目を向けるという、エスノメソドロロジー的方法的特質から言って、ここで観察された性質は、基本的に、社会的相互行為の普遍的、恒常的要素と見なせる。

つまり、死を論じることは、どんな条件のもとでも困難だというわけではなくて、一定の制約された「語りのモード」のもとではそれは困難ではないのである。

死がさけられるべき話題であるという観察は、死が一般的に論じられる際の制約で

はなく、いうまでもなく、死が、その中でおこることが予想されるような関係性の中で、語られる場合のことである。このことを強調しておくのは、当面、死の研究は、やはり、死が生じるまで／または死が生じた後の相互行為に焦点をあてることに優先性をおくべきだろうと考えるからである。この相互行為は、死者と生者、より正確に言うと、死ぬ者と見送る者の間で起こるものである。

興味深い問題は、その「モード」がいかなるものかであって、今後より十分な検討が必要だが、当面、死が「さけられるべき話題」として論じられるという、強い言語上の制約があるということのみを確認しておこう。このことの背後に、死への恐怖や生への執着があると想定されそうだが、そういう心理的解釈はオープンなままにしておく。

III 現われる死

死を論じる状況には、さまざまなものがあるが、多様な状況を通じて、死の語られ方に光をあてる視角には、パーソンズの研究（パーソンズ 2002）がある。

現代の社会において、死そのものはいかなる価値をもって見られているだろうか。パーソンズは、生と死は必然的な結びつきをもって見られているという。

#4

「[近現代]の文脈において、個人の全人生は一つの統一体と考えられた。その基本的な意義は、個人が宗教的期待に応えるかぎりにおいて、その王国の建設に貢献することになった。そのとき人間の死は完結的（consummatory）なものであり、かれがそのためにこの世に身を置くことになった務めの完成を示すものとなった。…それはまた興味深いことに、死に行くことが自発的（主意的）な行為となったことをも意味した。」（パーソンズ 2002（原論文 1971）：196頁）

パーソンズが示唆することは、かれが活動主義（activism）とよぶ文化的パターンを深く価値化している現代アメリカ社会では、死もまた、潜在機能的でありうるということである。したがって、死に関するコミュニケーションは、活動主義の文化パターン中に位置づけられるときには、肯定的に語られうるということになる。

たしかに、死はさけられるべき話題とみなされているかも知れないが、その話題の中でも希望や癒しが語られうるのは、それが社会の主要な文化的パターンの中で肯定的に評価されていること、少なくとも、あるモードのもとで、人がそれに気づき、納得できるということに基づく。再度、パーソンズを引用すれば、

#5

“多くの死期の近い患者たちは、その差し迫った死についての積極的で「完結的 (consummatory)」意味に向き合っていくことについて、医師たちよりも長けているようにも見える。…医師は、患者の間近に迫った死が不可避に思え、患者が多かれ少なかれそうした状況を受容する準備ができているときでさえ、患者の「生きんとする意欲」…を鼓舞するような高度に道徳的な会話に患者を引き込むこともあるであろう。…ところが患者のほうでは、診断についてのより率直な話し合いを好むかもしれないのである。治療は、患者のためになるような合理的期待からよりも、死と闘うことの価値に対する儀礼的なコミットメントとなされることのほうが多い” (同:213頁)

この観点から、死を2つのカテゴリーに分けてみることは有益であろう。

第一のカテゴリーは、老年の果てに訪れる、「まっとうされた死」または「完全な死」である。よく「天寿をまっとうした」と言われるが、そのような死である。誤解をおそれずに言えば、それは満たされた、幸せでありうる死である。

第二のカテゴリーは、「はやすぎる死」または「不完全な死」である。事故、災害、暴力、病気等、その死には、本人の老化以外の原因があると見なされる。それは、必ずしも不幸な死ではないが、「しかたがなかった」とあきらめることができるためには、なんらかの努力が必要であるような、死である。

活動主義の文化パターンと、そのもとでの人間の適応能力は、「不幸な死」を「幸福な死」へと、実際に、または、心理的に、転換させることができる。パーソンズのこの見取り図は、1980年代以降の日本においても、死の過程を自発的な行為として再解釈すること、ひいては死を自己制御することが次第に強調されてきていることに目を向けさせる。

死に直面した日本人のある宗教学者が書いた本からの、つぎの引用は、おそらくアメリカ的活動主義を表すものでないと思われるが、死の自己制御という方向をとっている。

#6

“死とは特別なものには違いないが一種の「別れの時」なのだ。人は平生の生活の中でも、小さな別れの時の悲しさ、つらさをたびたび経験し、別れのときは心の準備をしてその辛さに堪えるが、それにもかかわらず、もっと本格的な死の場合、かえって人間は準備していない。…それは、いまいる人たちに別れを惜しむことであり、自分の生きてきた世界に後ろ髪を引かれるようにして死んでいくことである。死とは、そういう別れ方だと考えるようになりました。つまり、死の恐怖に堪える方法は、死から強いて目をそむけるのではなく、日々の生活の中で小さな死の別れを繰り返して心の準備をしておくことであると

ということです。”(岸本 1973)

これは報告者の目をひいた一例にすぎず、ここに見られる諦観のようなものを自己制御にとって機能的だとみることには違和感をもつ向きもあるだろう。報告者にはそう感じられるということにすぎないのかもしれない。しかしいづれにしても、すでに指摘されていることでもあろうが、死に関する伝統文化的要素が、いかにして社会的相互行為のあり方や、法と社会規範による死の規律作用に影響するかは、興味深く、さらにつめるべき問題だと思われる。

死を予想する相互行為という焦点からははずれるが、「完全自殺マニュアル」のような本が少なくともレトリック上では死の自己決定の支援を標榜していること、生前葬の周期的な流行、「大往生」することへの関心、葬儀の自由の主張等の文化現象を見ると、日本においても、死を予測することで死を自己制御することを肯定する文化的基盤があるといつてよいだろう。

IV 生きられる死

死は共同性の中で生じる。共同性とは、関係の近さや、同じことだが、個人の間の何らかの共通性にしがって、主張される価値を言う(樫村 1999)。死という社会的相互行為には、共同性の次元がある。この次元を「(ともに) 生きられる死」とよぼう。

パーソンズの議論にはこの側面もあるが、共同性の中での死という現象の問題に接近したのは、ノルベルト・エリアスの『死に行く者の孤独』(エリアス 1990)であろうかと思う。

エリアスは、関係性の社会学理論と、その原型となつたいわゆる文明化の理論(エリアス 1977)によって知られている。

#7

“現代文明のもとでの共同生活は多くの抑制を伴う、互いにきわめて密接な間柄にある人々に対するわれわれの自然な激情や感情をも、自発的に抑制することがかなり強く要求されるし、また現に抑制されている。特別の強制でも受けないかぎり、そのような激情が行為として現実化し、言葉となって表現されることはあまりない。死を迎えた人と腹藏無く語り合ったり、死の床にある人に向かってごく自然に語りかけたりすることがこうして困難になる。”(エリアス 1990 (原著 1985): 43-44頁)

エリアスは、現代西洋社会における死が、より以前の時代と異なり、一般的には、はるかに穏やかなものとなっていることを指摘する。過去の西洋社会の中で、「幸福な死」が実現されていたとする歴史家フィリップ・アリエス（アリエス 1990）の結論を、エリアスははっきり拒絶している。けれども、エリアスは、過去の社会においては、死がはるかに共同性の中で生じたことを認め、現代における死の最大の問題は、死に行く者が孤独を感じることでたと述べている。

死に行く者は、他者にとって価値ある人間として、死んでいきたいと願う。この場合、死に行く者は、死後の世界を予期している。これは、彼岸世界のことでなく、自身が死んだ後に残される者の世界のことであって、追憶、記憶等によって受け継がれ、残されていく死者の存在に由来する価値を含むものである。

死に行く者と見送る者の間の共同性がいかなるものかという問題が存在するわけである。報告者は、パーソンズの示唆する活動主義に由来する自己制御の価値とともに、おそらくは死を合理的に制御するに際して考慮される目標として、共同関係性の中での自身の価値を高めるという意味での共同性への指向が、死に関わる規範を生み出すもうひとつの重要な価値となるのではないかと思う。

ところで、安易な推測や類比はつつしまなければならないが、この問題に関して、葬儀等の死の慣習（唄・湯沢 1971、藤井 1990）、および死者の追悼や死者の生の価値の主張等に関して、法社会学的研究の課題が存在すると思う。そのひとつは、生者（死者でもある）が死者を見送るという死、すなわち死の追悼であり、また、生者が死者を生かすさまざまな試みである。

V 見送られる死・生かされる死

死者の追悼に関する法社会学の関心からは、とりわけ、見送る者が、死者の死の意味を、新たに再編成することから、広い意味での法的訴えを含む公共的行動が生まれることが注目される。

たとえば、野田正彰（1992）では、

“亡き人の「遺志」なる実体を想定し、遺志を継承し何らかの形で社会的活動にかえることによって、故人の生命を永続させようという心理機制を多くの遺族に見ることができる。遺族は、遺志の社会化によって、実は自らの再社会化、愛する人の喪失という厳しい門をくぐりぬけての、社会関係の再構築を行っているのである。” また、“多くの遺族が様々な方法で遺志の社会化を行っていると考えられる。遺族の周辺のわずかな人々にしか知られないささやかな活動であっても、それは、それぞれの遺族にとっての遺志の社会化であ

る。”(247-248頁)

その一例はつぎのものである。1985年夏の日航ジャンボ機事故で娘を失ったある遺族は、娘の希望にそってある奨学基金を作った。

“全部つながったきれいな遺体だった。翌朝の飛行機でつれてかえった。(原文改行) 個人的な不幸と受け取って、人並みに娘を葬ったが、悔しくてしかたがなかった。靈魂は信じていないが、死は生物学的なことだけではない。娘が肉体的に滅びることで、精神活動の成果が何も残らないというのではあまりに勿体ない。彼女が生きてきたエネルギーを永遠に伝えてやりたかった。”(同：244頁)

この遺志の社会化の基礎にあるエネルギーは、広い意味での事故の責任追及と予防要求へと向かうことがある。同じ事故の被害者遺族として航空機を製造したボーイング社を訴えたある研究者は、つぎのように述べる。

“運輸省の事故調査委員会で公述したり、ボーイング訴訟に加わっているのは、娘への供養もあるが、少なくとも同じ原因で起きる事故を減らすのが義務だと思っているから。…われわれがボーイング社にミスを認めさせたことは、他の遺族の補償交渉にも役立っていると思っている。(原文改行) 裁判をしなかったら、JALの強引な言い方にも我慢しないといけない。裁判であれば対等の立場でやれる。裁判をすることが遺族の精神的なケアにもなったと思う。”(同：237-238頁)

追求や要求の行動と追悼との関係は、しかし、一義的ではない。それは遺族によってさまざまである。同じ本から、

“ボーイング統一訴訟に加わるように東京のI弁護士から何度も誘いがあつた。よくわからないし、まだなくなった夫と一緒に生きているようで、迷っていると怒られた。「分からなかったら、黙ってついてきたらよろしい」そういわれて、はっきり断る決心がついた。相談に乗ってくれるはずの弁護士が、命をカネにかえることを急いでいる。遺族にとって、大切な夫の命をカネにかえられてしまうことが、どんなに割り切れぬものか分かってほしい。”(同：326頁)

もちろん、すぐれた弁護士も多くおり、暴力犯罪によって息子をなくしたある遺族は、その弁護士によってはじめて、裁判の場で、息子への行為の不当性が明らかにできたと語っている(私自身が行なっているある調査における発言)。

死がいかにして法的行為を動機づけるのか。遺族の法への不満も満足も、死の意味付けを背景にして生じてくる。法のもつ感情表出機能といえよう。法律家は、こうした機能を正面から評価しようとししない（そうした傾向に対する痛烈な批判が野田（1992）、二木（1997）にはある）。こうした現象は、満足と不満の双方向について、綿密にかつ注意深く研究される必要がある。

VI 結論にかえて

高度医療、脳死等、今もホットな主題については、本来はとりあげるべきものである我々が継承すべき先駆的法社会学研究として、唄（1970、1987）がある。実際、とりあげることを計画し、資料もいくらか集めたが、とりあげないこととした。これは、私の能力と経験的データの不足である。

たとえば、高度医療のベッドサイドにおける観察とインタビューを基礎とする研究（藤澤 1996）では、家族と医師の間で、患者がいかにして回復していくかの道筋（それはいずれも不成功に終わるのだが）に関する対立が描写されている。また、医療事故に関するすぐれたルポルタージュが数多く出されており、その中には、裁判や捜査で行われる、死の事実認定が、はげしい言説上の対立をひきおこすことがわかる（例えば、少年犯罪被害当事者の会（2002））。よく言われるように、医療技術の高度化により、生と死の境界が人為的に引かれうることとなった。臨死の現場においては、現実の社会的構築に注目しなければならない。

個人の生命の終了としての死は個人の社会的関係をその時点で終了させるものではなく、ある個人の死をめぐる社会過程は、ある個人の死の予見に始まり、その死の追憶にわたって、持続する。社会的に見るとき、個人の死とは、個人とその関係者のネットワークで生じ、変動し、発展する一連の事象ないし社会的過程である。そこでは社会的（例えば、個人的、家族的、職業的、地域的）あるいは法的な規範や価値が発生し作用している。現代社会では、死者やその関係者は死によって変更される関係性を制御するために、死の過程を統御しようとする。本稿では(1)隠される死、(2)現れる死、(3)生きられる死、(4)見送られ・生かされる死、という4つの経験と制御の型を区別して論じ、その法社会学的問題性をあきらかにしようと試みた。

【引用文献】

- アリエス、P.（1983）（原著 1975）『死と歴史』（伊藤晃他訳）みすず書房。
 ——（1990）（原著 1977）『死を前にした人間』（成瀬駒男訳）みすず書房。

- 唄孝一 (1970)『医事法学への歩み』岩波書店。
- (1987)『死ひとつ』信山社。
- 唄孝一・湯沢雍彦 (1971)「志摩漁村における親族組織と結婚慣行——安乗の一九四四年・一九七〇年——」潮見俊隆・渡辺洋三共編『法社会学の現代的課題』岩波書店 183-224頁。
- エリアス, N. (1977) (原著 1969)『文明化の過程 ヨーロッパ上流階級の風俗の変遷』(赤井慧爾他訳) 法政大学出版局。
- (1990) (原著 1985)『死にゆく者の孤独』(中居実訳) 法政大学出版局。
- 藤井正雄 (1990)『葬儀を考える』筑摩書房。
- 藤澤三佳 (1996)「高度医療にみられる生と死——患者のケースヒストリーより」谷富夫編『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』世界思想社 259-288頁。
- 二木雄策 (1997)『交通死 命はあがなえるか』岩波書店。
- グレイザー, B. G. & ストロース, A. L. (1988) (原著 1965)『死のアウエアネス理論と看護 死の認識と終末期ケア』医学書院。
- 樫村志郎 (1999)「『共同性の法社会学』に向けて」法社会学51号8-21頁。
- (2004)「法現象の分析」山崎敬一編『実践エスノメソドロジー入門』143-157頁。
- 岸本英夫 (1973)『死を見つめる心』講談社文庫。
- メイナード, D. (2004) (原著 2003)『医療現場の会話分析——悪いニュースをどう伝えるか』(樫田美雄他訳) 勁草書房。
- 野田正彰 (1992)『喪の途上にて 大事故遺族の悲哀の研究』岩波書店。
- 大井玄 (1993)『死の前のクオリティ・オブ・ライフ』弘文堂。
- パーソンズ, T. (2002) (原論文 1971)「『生という贈り物』とその返礼」(油井清光訳)『宗教の社会学』勁草書房 173-240頁。
- サドナウ, D. (1992) (原著 1967)『病院で作られる死 死と死にゆくことの社会学』(岩田啓靖他訳) せりか書房。
- シュナイドマン, E. (1980) (原著 1973)『死にゆく時 そして残されるもの』(白井徳満他訳) 誠信書房。
- 少年犯罪被害当事者の会 (2002)『話を聞いてください 少年犯罪被害当事者手記集』サンマーク出版。
- 副田義也編 (2001)『死の社会学』岩波書店。

(かしむら・しろう 神戸大学教授)

dead, the spirits of dead soldiers were deified in Yasukuni-jinja, a Shinto shrine though most Japanese dead spirits were worshipped in Buddhism.

Accompanied with globalization of economic systems Japanese social structure is basically changing which certainly brings changes of the Japanese people's custom over death. Now the regulation of the matter becomes much more necessary than before.

The Social Management of Death: Toward a Sociology of Law of Transmundane Experience

Kashimura, Shiro

By one's death, the cessation of a life, the whole relationship of a person may be supposed to come to an end. The person's social relationship, however, survives his/her death for some more time. For example, a person who is remembered in other people's memory continues to affect other people's life. Also the person's social relationship may change well before his/her death. For example, a person can envision his/her death in some future to change his/her behavior tremendously. Indeed a person's death is an evolving set of events in life both of him/herself and for others. In cases of a tragic massacre, the deaths are unexpected and public event causing an extensive societal reaction. From this standpoint, a death may be viewed as a distinctively social phenomenon, a process being comprised by various social, i. e. personal, familial, professional, legal, and etc. experiences.

In view of delineating the relationship of phenomena of death as represented in actions of law and death affecting people's lives, this paper takes up 4 types of social experience of death, i. e. (1) hidden death, (2) envisioned death, (3) lived death, (4-a) death as being seen off, and (4-b) death as fuelling other people's life.

In the first case, a death is hidden both in medical and in some public discourse. Talking death realistically is a socially restricted behavior. In the second case, a death is envisioned personally as accomplishment of one's life, reflecting cultural activism in the modern society. In the third case, a death is composed of the communal experiences of intimate people through the ceremonies. The norms of commemoration seem to emerge based on this experience. In the fourth case, a death publicly causes a protest or other enduring activities.

In dealing with the above aspects of death, the paper generally pursue to collect various insights in the analytical tradition of ethnomethodology, social constructionism, the action theory of Talcott Parsons, and the theory of civilization of Norbert Elias. The author suggests that both the "living law" and "positive law" may emerge from these experiences. The sociology of law should analyze the mechanism of norm emergence and social functions of legal roles, (i. e. legal profession, parties of the legal case, or ordinary people) in those areas, such as succession laws, litigation for life damages, legal regulations to the terminal medicine, and law's contribution to the culturally problematic definition of death and life, among others.